<u>有効期間満了日 令和9年3月31日</u> 熊交企第572号 令和3年12月10日

熊本県道路交通規則の一部改正について(通達)

熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)第17条(選任等の届出)及び同規則第18条(安全運転管理者証の交付)について、下記のとおり改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

「警察行政手続サイト」における対象手続に、令和4年1月4日から安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)の選任、解任又は届出記載事項の変更の届出(以下「届出等」という。)が追加され、届出等がオンライン申請化されることに伴い、警察署への訪問を求めている安全運転管理者等証の交付規定の廃止について整備の必要があり、規則の一部を改正したもの。

2 改正の内容

安全運転管理者等の選任届出の場合における添付書類から安全運転管理者等証を削除するとともに、安全運転管理者等証の交付の規定を削除するもの。

- 3 施行日
 - 令和4年1月4日
- 4 添付資料 新旧対照表(別添)
- ※ 別添(略)